

令和2年第2回柳津町議会定例会会議録

令和2年6月10日第2回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	6番 松村 亮	10番 齋藤正志
2番 新井田順一	7番 田崎信二	11番 伊藤昭一
3番 伊藤 純	8番 荒明正一	
5番 岩渕清幸	9番 鈴木吉信	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について 陳情第1号

一般質問（通告順）

報告第1号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

議案第57号 柳津町税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第60号 令和2年度柳津町一般会計補正予算

議案第61号 令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第62号 令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第63号 令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第64号 令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第65号 令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第66号 令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第67号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第68号 スクールバスの購入について

報告第1号 令和2年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 令和2年度柳津町一般会計補正予算

議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

令和2年第2回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和2年6月10日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	6番 松 村 亮	10番 齋 藤 正 志
2番 新井田 順 一	7番 田 崎 信 二	11番 伊 藤 昭 一
3番 伊 藤 純	8番 荒 明 正 一	
5番 岩 渕 清 幸	9番 鈴 木 吉 信	

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建設課長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 新井田 理 恵	教 育 課 長 金 子 佳 弘
町 民 課 長 杉 原 満	公 民 館 長 天 野 美 穂
地域振興課長 鈴 木 秀 文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊 地 淳 一 主 査 木 須 良 行

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 町長の説明について
日程第5 陳情について 陳情第1号
日程第6 一般質問（通告順）

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和2年第2回柳津町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

8番、荒明正一君、9番、鈴木吉信君、10番、齋藤正志君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から6月12日までの3日間と協議願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日から3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和2年3月2日開会の第1回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和2年3月から5月までに關する例月出納検査結果の報告がありました。お手元にお配りした写しのとおりでありますので報告に代えます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

9番、鈴木吉信君。

○9番（登壇）

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る5月29日10時より、議会臨時会が組合庁舎4階講堂において開催されました。

管理者提出案件は2件であります。2件とも財産の取得についてであります。議案第12号においては、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。取得金額7,018万円であります。13号においては、機械搬送車1台、取得金額2,673万円あります。また、議会側案件として、選任案件2件であり、第1号、組合議会常任委員会委員の選任について、第2号、組合議会議会運営委員会委員の選任については、全議案とも特に異論なく、原案のとおり可決、承認されました。

これで報告といたします。

なお、詳細については事務局に資料がございますのでご覧ください。

以上、報告いたします。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和2年第2回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

田植が終わり、里山の若葉も次第に濃い緑に染まり、爽やかな風に初夏の訪れを感じる季節となりました。去る5月7日には、支所地区の公共施設を集約した地域住民交流センターゆきげ館を予定どおり開所することができました。ご協力いただきました町民の皆様はじめ議員の皆様がこの場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。この施設は、支所地区の地域活性化につながる重要な施設であります。地域住民の皆様が気軽にいつでも便利に利用で

きるよう支援をしてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

さて、先月の25日には、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除し、外出やイベントを含めたあらゆる社会経済活動を段階的に緩和する方針を示しました。福島県内における感染者はこれまで81名で、5月8日以降の新規感染者の発生はない状況であります。これもひとえに町民、事業者をはじめとする全ての皆様の感染防止対策、外出自粛、休業、時短営業など、大変なご努力とご協力の結果であり、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で、献身的なご対応をいただいております医療従事者の皆様に重ねてお礼を申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、罹患された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

福島県では、さきの緊急事態宣言の全面解除を受け、感染症対策に取り組みながら、新しい日常を取り戻せるよう6月以降の基本方針を取りまとめ、他の都道府県との往来や県内経済活動を段階的に再開していくとしております。本町といたしましても、今後起こり得る感染拡大の第2、第3波を警戒し、気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、町民の皆様の日常生活を取り戻すための取組を進めてまいります。

町民の皆様には、引き続き手洗いやうがいの励行、外出時などのマスクの着用、3密を避けること、人と人との距離を確保することなど、新しい生活様式での感染予防に努めていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

内閣府が先月に発表した月例経済報告によりますと、経済見通しについて、「景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、急激な悪化が続いており極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としております。

このように、地域経済への影響は、申し上げるまでもなく甚大で、経済活動の縮小、景気低迷、雇用情勢の悪化は深刻さを増すばかりであります。このような深刻な局面において、地域経済を守るためにも、まずは支援を必要とする皆様に寄り添い、町民生活及び経済活動が平常化となるよう、社会経済情勢を的確に捉え進めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の改正に関する案件3件、令和2年度補正予

算に関する案件7件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件1件、スクールバスの購入に関する案件1件、令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告に関する案件1件、会津若松地方土地開発公社経営状況の報告に関する案件1件、以上の14件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎陳情について

○議長

日程第5、陳情について。

陳情第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情書は、内容を具備しておりますので、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情書は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

◎一般質問

○議長

日程第6、これより一般質問を行います。

本来であれば、通告順により各議員に登壇を認め一般質問を行うところではありますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今回は異例の措置として、事前に通告した質問に対し書面回答のみとし、再質問を行わないことを、さきの議会運営委員会で協議し、全員協議会で決定しております。回答内容につきましては、お手元に配付した回答書のとおりでありますので、各自ご確認をいただきますよう申し添えます。

これをもって一般質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日これより6月12日午前10時までを議案調査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日これより6月12日午前10時まで休会とすることに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。(午前10時15分)